

奈良県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があった。

令和五年四月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名称		所在地
特別養護老人ホームかなはし苑		
新	旧	
橿原市雲梯町九四―一	橿原市雲梯町二八番地	